

就業不能・介護・高度障害などを保障する主契約・特約

01

就業不能保障特約・就業不能保障特約 (2012)

平成23年(2011年)6月1日から令和2年(2020年)3月31日までにご加入の就業不能保障特約

名称	支払事由	給付形態	支払額
就業不能年金	責任開始期以後に生じた傷害または疾病(特定疾患を除く)による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき	5年有期年金 (保証期間なし)	1回の支払いにつき 特約年金額
特定疾患 就業不能給付金	責任開始期以後に生じた以下の特定疾患による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき ・精神障害(薬物依存を除く) ・妊娠・分娩・産じょくなど	一時金 (お支払いは1回限り)	特約給付金額 (金額は一律30万円)



「就業不能状態」とはどのような状態のことをいうのですか？



傷害または病気により、治療を直接の目的とする入院または日本の医師の指示による在宅療養をしており、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態をいいます。



交通事故により、入院はしなかったものの首筋の痛みや頭痛が残ったため、自らの意思で仕事を休み、医師の指示のないまま121日以上自宅で安静にしていました。就業不能年金は支払われますか？



医師の指示による在宅療養ではないためお支払いできません。



医師の指示により121日以上継続して入院のうえ治療を受けました。就業不能年金は支払われますか？



就業不能年金をお支払いします。



それまで従事していた仕事はできなくても、医学的にみて別の仕事であれば就業可能と判断されるような場合は、就業不能状態には該当しないため、就業不能年金はお支払いできません。

【ご注意】

令和2年（2020年）4月1日以降にご加入の就業不能保障特約

名称		支払事由	支払額
就業不能給付金	A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（所定の精神疾患を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分
	B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき（お支払いは1回かぎり）	
就業不能年金	第1回	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（所定の精神疾患を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して1年間継続したとき	特約給付金月額×12
	第2回以後	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき	特約給付金月額×12

Q 「在宅療養をしている」というのは、自宅で静養していることも含まれますか？

A 含まれません。
在宅療養とは、医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅などで、計画的な訪問診療または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導などを受けながら治療に専念することをいいます。

※「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導など」は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料が算定されることを要件とします。（往診料および救急搬送診療料を除きます。）

Q 15日間入院した後に、医師の指示があり40日間自宅で安静にしていました。就業不能給付金は支払われますか？

A お支払いできません。医師からの安静指示のみでは就業不能状態の要件となる「在宅療養」に該当しません。

Q 妊娠・出産などによる入院や在宅療養は就業不能状態に該当しますか？

A 妊娠・出産などによる入院および在宅療養は対象とはなりません。

Q 30日間継続して入院しました。就業不能給付金は支払われますか？

A 就業不能給付金をお支払いします。

03

介護保険金のお支払い

介護保障（定期）保険

新介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、介護保障特約＜有期型・終身型＞、
介護終身年金特約＜認知症加算型＞等が付加されている契約

責任開始期以後の原因によって、以下のいずれかの状態に該当されたとき

→介護保険金をお支払いします。（年金でお支払いする契約もあります）

①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき

※要介護1に該当していると認定されたときは、保険金額の10%相当額の軽度介護給付金をお支払いします。

（介護終身年金特約＜認知症加算型＞など一部の契約・特約は除く）

※公的介護保険制度による要介護認定では、お支払いとならない契約・特約があります。

②次のいずれかに該当したことが医師によって診断確定されたとき

■認知症による要介護状態が90日間継続したとき

認知症による要介護状態とは、医師の資格を持つ者により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

ただし、見当識障害は、「器質性認知症」の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

■寝たきりによる要介護状態が180日間継続したとき

寝たきりによる要介護状態とは、常時寝たきり状態で、次の(1)(2)両方に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

(1)ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。

(2)次のアからエのうち2項目以上に該当すること。

ア 衣服の着脱が自分ではできない。

イ 入浴が自分ではできない。

ウ 食物の摂取が自分ではできない。

エ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

※②に該当された場合、介護保障に関する特約の有無にかかわらず、以後の保険料の払込みが不要となるなど、契約によって保障内容が異なります。



【ご注意】

公的介護保険制度の要支援1・2認定は、対象となりません。

04

生活障害保険金のお支払い

（生活障害保障特約が付加されている契約）

責任開始期以後の原因によって、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1～3級の身体障害者手帳が交付されたとき

→生活障害保険金をお支払いします。

※令和4年（2022年）4月以前のご契約の場合、糖尿病による代謝障害で、弊社所定の状態に該当された場合もお支払いします。



【ご注意】

「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」は対象となりません。



05

災害死亡保険金のお支払い

(災害割増特約、傷害特約が付加されている場合など)

責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたときなどにお支払いします。



お支払いできる場合

階段で足を滑らせ転落し、頭を強打して「急性硬膜下血腫」をおこして死亡されたとき不慮の事故を原因とした死亡のため、災害死亡保険金をお支払いします。



お支払いできない場合

「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難な状態（嚥下障害）になっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して死亡されたとき不慮の事故を原因とした死亡ではないため、災害死亡保険金はお支払いできません。

不慮の事故については3ページをご参照ください

06

高度障害保険金のお支払い

責任開始期以後の原因によって、以下のいずれかの状態に該当されたとき

→高度障害保険金をお支払いします。(年金でお支払いする契約もあります)

①両眼の視力を全く永久に失ったもの

「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込がない場合をいいます。

②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

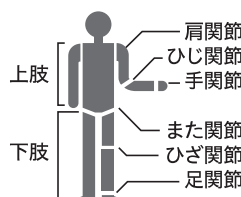
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの



※約款に定める高度障害状態とは、その障害について、回復の見込がない状態をいいます。

回復の見込がある場合は高度障害保険金をお支払いできません。

診断書をご用意いただく前に、回復の見込について主治医にご確認ください。



お支払いできる場合

自動車事故が原因で、両眼の視力を全く永久に失ったとき(きょう正視力が0.02以下になって回復の見込がないとき)回復の見込がないため、高度障害保険金をお支払いします。



お支払いできない場合

「糖尿病性網膜症」できょう正視力が左右とも0.02以下となったが、回復の見込があって治療を続けているとき回復の見込があるため、高度障害保険金はお支払いできません。



支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。

※高度障害状態に該当された場合、以後の保険料の払込みが不要となるなど、契約によって保障内容が異なります。

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、契約の死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

※「余命6ヵ月以内」とは、ご請求時点で、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味します。

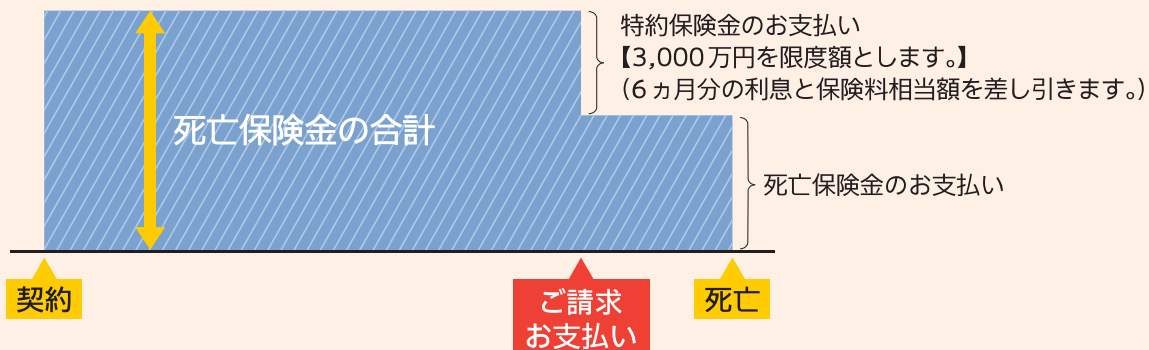
お支払いする金額は、被保険者が指定した金額（指定保険金額）から、指定保険金額に対応する6ヵ月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額となります。

指定保険金額は、特約保険金のご請求時に、死亡保険金額の範囲内かつ3,000万円以内で指定していただきます。

※保険期間満了までの期間が1年以内の契約（特約）については、その契約（特約）が更新可能な場合を除き、指定保険金額の対象外です。

同一被保険者について、複数の契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合も、指定保険金額は通算して3,000万円を限度としています。

死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定された場合



- ・特約保険金をお支払いした部分については、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- ・特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料のお払込みは引き続き必要です。



【ご注意】

リビング・ニーズ特約保険金のご請求は、1回かぎりです。